

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	観音寺市

観音寺市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 観音寺市 経済部 農林水産課
所在地 観音寺市坂本町一丁目1番1号
電話番号 0875-23-3931
FAX番号 0875-23-3956
メールアドレス nousui@city.kanonji.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カラス・アライグマ・ニホンジカ・ヒヨドリ・ムクドリ・ニホンザル・ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	香川県観音寺市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、果樹	0.18ha、347千円
カラス	なし	なし
アライグマ	なし	なし
ニホンジカ	なし	なし
ヒヨドリ	なし	なし
ムクドリ	なし	なし
ニホンザル	なし	なし
ハクビシン	なし	なし

(2) 被害の傾向

（獣類：イノシシ・アライグマ・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン）

本市は北部に七宝山、南部に讃岐山脈を擁し、近年では鳥しょ部でも捕獲されている。特に山間部や山際の集落における生活圏への侵入、農作物の食害に住民は苦慮している。また、市街地へのイノシシの出没情報が毎年発生している状況である。

アライグマは、防除実施計画書に基づく市全域での防除に加え、住民の通報に基づき行政捕獲を行っている。農作物等への被害が拡大する前に、個体数の増加を防止する。

ニホンジカは、粟井町、大野原町、豊浜町の山間部で生息が確認されており令和6年度については、31頭の捕獲実績があった。農作物や林業への被害が出る前に、個体数の増加を防止する。

ニホンザルは市街地の民家の屋根の上等で確認され、周辺の山林にハナレザルの生息が確認されている。捕獲は容易ではないため、追い払いを中心に食害防止を図る。

ハクビシンは、有害捕獲に加え、住民の通報に基づき行政捕獲を行っている。アライグマと同様に農作物等への被害が拡大する前に、個体数の増加を防止する。

（鳥類：カラス・ヒヨドリ・ムクドリ）

鳥類は、住民の生活圏に存在することが多いため銃猟では場所的に射撃ができないケースが多く、また住民の生活環境への被害が発生している。カラスにおいては、捕獲箱を設置しているが知能が高いため箱わなには警戒して容易には入らない。また集団で群れ、天敵不在、餌も豊富と自然界での調整は不可能と思われ、数の増加に歯止めがかからない状況である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ被害	0.18ha、347千円	0.16ha、308千円
カラス被害	なし	被害防止継続
アライグマ被害	なし	被害防止継続
ニホンジカ被害	なし	被害防止継続
ヒヨドリ被害	なし	被害防止継続
ムクドリ被害	なし	被害防止継続
ニホンザル被害	なし	被害防止継続
ハクビシン被害	なし	被害防止継続

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルにおいては、有害鳥獣捕獲に対して、捕獲奨励金を交付している。また、有害捕獲で使用する猟具等を購入する経費に対して、補助を実施している。</p> <p>アライグマにおいては、防除実施計画に基づく防除と被害対策実施隊等による有害捕獲を、ハクビシンにおいては、有害捕獲を実施しており、捕獲者に対して、捕獲奨励金を交付している。また、行政捕獲として箱わなの貸出を行っている。</p>	<p>有害鳥獣捕獲は主に鳥獣被害対策実施隊員等が行っているが、市内の生息頭数は不明である。また実施隊員の高齢化が進んでいるため、新規の実施隊員を確保する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>農作物を守る目的で購入する侵入防止のための電気柵等の価格の2分の1を補助（上限5万円）</p>	<p>2分の1の補助があっても、侵入防止柵等の購入価格が安価ではないことが課題となっている。</p>

生息環境管理その他の取組	新規に狩猟免許試験を受験し、合格した者に対して、狩猟免許申請手数料及び予備講習会受講料の4分の3を補助。	狩猟免許所持者数の増加を目指す。
--------------	--	------------------

(5) 今後の取組方針

狩猟免許保持者及びアライグマ等の計画的な防除に従事する防除従事者を養成し、安全で効果的に捕獲できる箱わななどの捕獲推進に努める。また、イノシシ・カラス・ニホンジカ・ヒヨドリ・ムクドリについては、被害状況に応じて銃器による適切な捕獲を推進する。

イノシシによる農作物の被害については現地を確認し、市単独で補助を行っている電気柵等の事業の活用を推奨し農地を保護していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

観音寺地区猟友会（観音寺管内従事者）、豊浜地区猟友会に依頼する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 8	イノシシ・アライグマ・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン	イノシシ・ニホンジカについては、くくりわな等により被害状況に応じて捕獲を行う。 アライグマについては本市では、外来生物法に基づく防除実施計画を策定しており、これに基づき捕獲従事者登録者を育成し、箱わなを利用した着実な個体数減少を目指す。 ハクビシンについては、箱わなにより被害状況に応じて捕獲を行う。
	カラス・ヒヨドリ・ムクドリ	銃器又は捕獲箱により、被害状況に応じて捕獲を行う。
R 9	同上	同上
R 10	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>香川県第13次鳥獣保護管理事業計画及び香川県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画及び観音寺市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画を参考として、各地区猟友会が、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して導入するくくりわな・箱わなによる効果的かつ効率的な有害鳥獣捕獲を実施し、被害を防止する。ニホンジカに関しては、大野原町に多数存在する国有林での被害が出る前に、個体数の増加を防ぐ。ニホンザルに関しては、ハナレザルによる人身被害や農作物被害を未然に防ぐ。</p>
--

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	800頭	800頭	800頭
カラス	1,900羽	1,900羽	1,900羽
アライグマ	10頭	10頭	10頭
ニホンジカ	40頭	40頭	40頭
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽
ムクドリ	100羽	100羽	100羽
ニホンザル	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>箱わなと囲いわな、くくりわなについて、有害捕獲期間が通年化したため一年を通じて捕獲を実施する。</p>
--

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>山間部にてニホンジカ・イノシシ等の有害鳥獣捕獲を実施する場合、捕獲対象が遠方にいる場合は射程距離の長いライフル銃の使用が必要となる。鳥獣被害対策実施隊員は矢先の確認、周辺に民家や建物が無いことを確認した上でライフル銃を使用し捕獲を実施する。なお、実施時期は令和8年4月1日から令和10年3月31日とする。</p>
--

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵等 2,000m	電気柵等 2,000m	電気柵等 2,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	侵入防止柵の適切な維持・管理等の推進	侵入防止柵の適切な維持・管理等の推進	侵入防止柵の適切な維持・管理等の推進

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

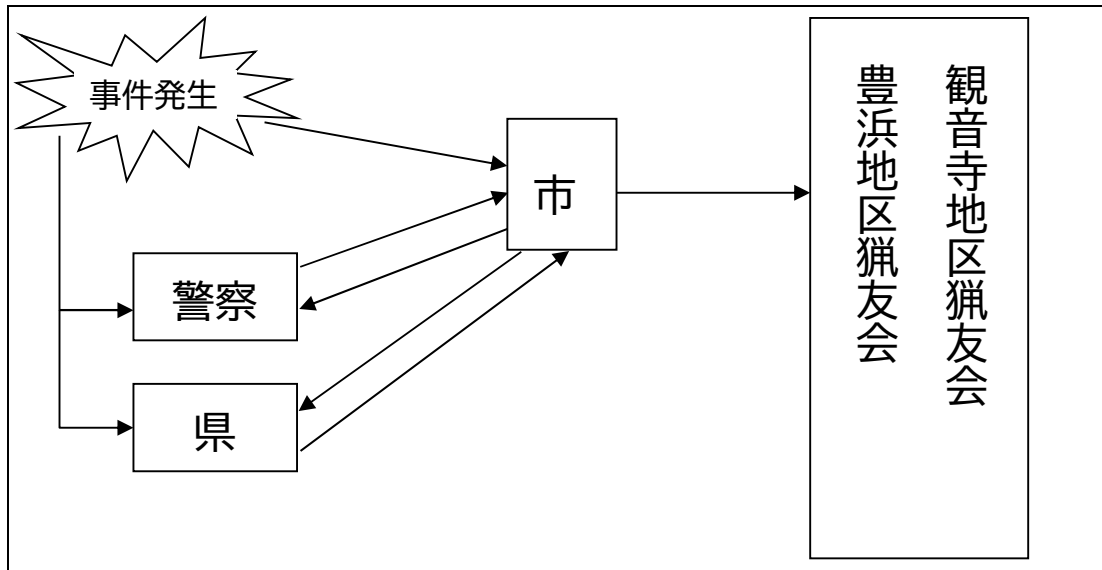
年度	対象鳥獣	取組内容
R8	イノシシ・カラス・アライグマ・コホシジカ・ヒヨドリ・ムクドリ・コホシヅル・ハクビシ	遊休農地や放任果樹による餌付けを防止する取組の啓発、緩衝帯の整備
R9	同上	同上
R10	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
観音寺地区猟友会	対象鳥獣の捕獲
豊浜地区猟友会	対象鳥獣の捕獲
香川県環境森林部みどり保全課	被害防止に関する助言
香川県警察署	注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした鳥獣は焼却か埋設するものとし、速やかに行わなければならない。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	狩猟者等の行うジビエ利用について、衛生情報の提供など、取り組みへの支援を実施する。
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	観音寺市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
香川県農業協同組合西讃営農センター	事業推進
香川県農業共済組合 三豊支所	被害調査、事業推進
観音寺地区猟友会	鳥獣被害対策（捕獲）実施
豊浜地区猟友会	鳥獣被害対策（捕獲）実施
集落の代表者	被害調査、集落への普及啓発
香川県西讃農業改良普及センター	市への技術的な指導助言
観音寺市農業委員会	被害調査、啓発活動
観音寺市農林水産課	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
観音寺市生活環境課	生活環境に関する被害の防止（未然防止含む）

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>観音寺市鳥獣被害防止計画に基づき、観音寺市全域において有害鳥獣駆除を行っている。</p> <p>主に観音寺地区猟友会・豊浜地区猟友会の2つの猟友会の会員により構成されている。</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>市街地にイノシシ等が出没した際には学校などの機関への周知を行うと同時に、市公式LINEで出没状況や遭遇した時の対処法などを市民に迅速に周知する。</p>
